

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

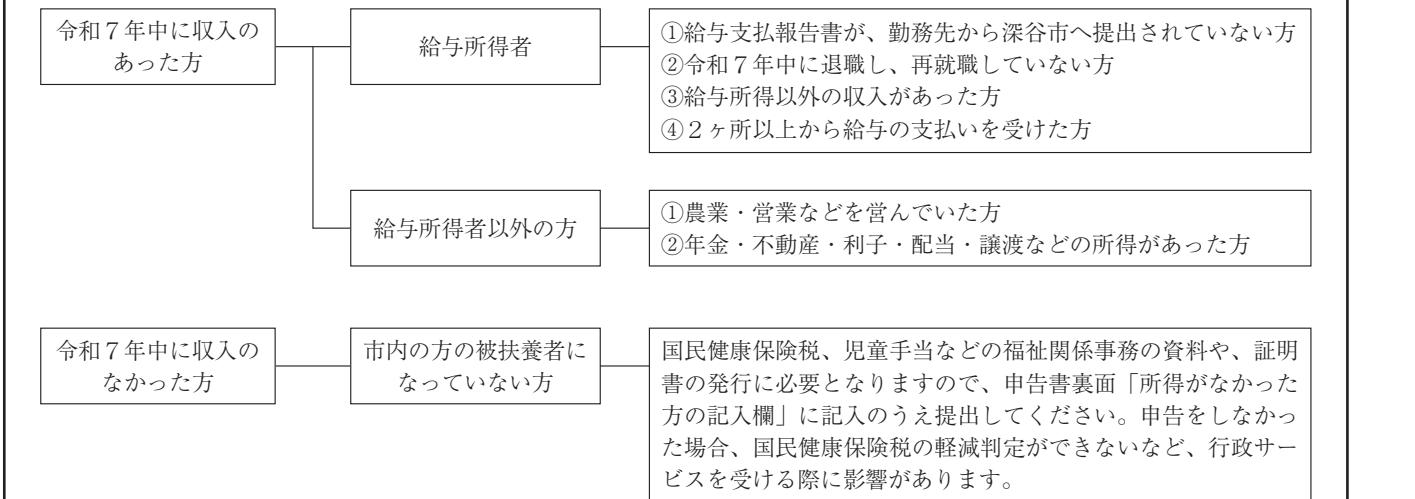
深谷市

日ごろより、市税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、今年も申告時期になりました。この申告は、あなたの令和8年度市民税、県民税を決定するための基礎資料となります。また、課税（所得）証明書などを発行する場合や、国民健康保険税、児童扶養手当、保育料、福祉年金等を算出するための大変な資料となりますので、3月16日までに提出してください。

※この「申告の手引き」は、市民税・県民税の申告にあたり、一般的な事項について説明したものです。法改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。

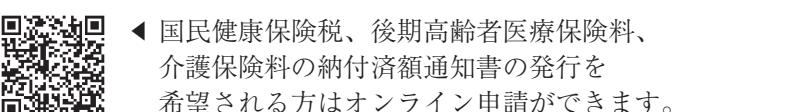
○申告していただく方

○令和8年1月1日現在、深谷市に住所があり、下記に該当する方



○申告にお持ちいただくもの

- 申告書
- 本人、被扶養者及び事業専従者等の個人番号（マイナンバー）がわかる書類（マイナンバーカード、通知カード、住民票など）
※通知カードについては、現在の氏名と住所等が記載されている場合に限る
- 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カードなど）
- 源泉徴収票又は給与支払報告書・給与明細書
- 生命保険等の満期金の通知書や配当所得のわかる書類
- 収入・経費のわかる帳簿、支払調書、領収証書等（事業所得や不動産所得等のあった方のみ）
- 国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金などの社会保険料の支払証明書（令和7年中に支払ったもの）



- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書（令和7年中に支払ったもの）
- 都道府県、市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、県内に主たる事務所を有する社会福祉法人などへの寄附金の証明書
- 医療費控除の明細書あるいはセルフメディケーション税制の明細書（医療費控除を受ける方のみ）
- 親族関係書類及び送金関係書類、留学ビザ等書類（日本国外に居住する親族を扶養にとる方のみ）
- その他必要な書類（健康保険証、障害者手帳、学生証など）

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせは 〒366-8501 深谷市仲町11番1号
深谷市役所 市民税課 電話 048-574-6637

市民税・県民税申告受付日程表

※以下の期間中は、市役所市民税課での申告受付はいたしませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

とき	該 当 地 区		と こ ろ
2月16日 月	小前田・荒川・緑台		花園生涯学習センター 花園公民館 (小前田2345-1)
2月17日 火	武藏野・黒田・永田・北根		
2月18日 水	市内全域		
2月19日 木	田中・長在家・上原・川本明戸		
2月20日 金	本田・畠山・菅沼・瀬山・武川		ワモア川本 川本生涯学習センター 川本公民館 (菅沼401)
2月24日 火	大谷・折之口		
2月25日 水	人見・櫛引・境・樅合・柏合		
2月26日 木	AM：仲町・本住町・稻荷町	PM：天神町・西島・西島町	
2月27日 金	AM：深谷・田谷・西大沼	PM：東大沼・上野台（小台・ ビッグウイング深谷）	
3月1日 日	市内全域（平日来られない方）		
3月2日 月	AM：深谷町・栄町・田所町	PM：緑ヶ丘・寿町・伊勢方・曲田	深谷市役所本庁舎 3階大会議室 (仲町11-1)
3月3日 火	AM：東方	PM：幡羅町	
3月4日 水	AM：常盤町・国済寺・東方町	PM：国済寺町・本田ヶ谷・上柴 町東	
3月5日 木	AM：豊里地区	PM：上柴町西・秋元町	
3月6日 金	AM：原郷	PM：明戸地区	
3月9日 月	普済寺・榛沢・後榛沢		
3月10日 火	岡部・沓掛・本郷・針ヶ谷・山河		
3月11日 水	岡・岡里・山崎・榛沢新田・西田・今泉・櫛挽		岡部生涯学習センター 岡部公民館 (普済寺1626-3)
3月12日 木	大寄地区・八基地区		
3月13日 金	上野台（大台・鼠・台坂・台天白）		
3月16日 月	上野台（八幡台・泉台）・萱場・見晴町・宿根・桜ヶ丘		

市民税・県民税の算出方法

税率については、法改正により変更が生じる場合があります。

$$\begin{aligned} \text{総所得金額}^{(1)} - \text{所得控除額}^{(2)} &\rightarrow \times \text{課税標準額} \\ &= \text{市民税所得割税率} - (\text{市民税税額控除額(調整控除等)}) + \text{市民税均等割額} = \text{市民税額} \\ &\quad \times \text{県民税所得割税率} - (\text{県民税税額控除額(調整控除等)}) + \text{県民税均等割額} = \text{県民税額} \end{aligned}$$

1,000円未満切捨て 100円未満切捨て

○均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区分	市民税	県民税	森林環境税
均等割	3,000円	1,000円	1,000円
計	5,000円		

区分	市民税	県民税
所得割	6%	4%

※譲渡（分離）所得分の税率等については、市民税課へお問い合わせください。

○市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割、所得割それに非課税限度額が設けられています。

均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります。

	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額（所得）	28万円+10万円	28万円×(扶養人数+1)+10万円+16.8万円
所得割の非課税限度額（所得）	35万円+10万円	35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円

障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、市民税・県民税・森林環境税が非課税となります。

本市においては、森林環境税の非課税基準も上記の表の均等割の非課税限度額と同様となります。

市民税・県民税申告書の提出方法

○令和8年1月19日（月）から2月12日（木）まで、市役所1階の東側スペースで市民税・県民税申告を受け付けます（確定申告は除く）。他会場での申告受付は左の日程表を参照してください。
○郵送で提出される場合は、申告書を封筒に入れ切手を貼付のうえ、次の宛名へ送付してください。
また、以下の書類を同封してください。 ・個人番号（マイナンバー）がわかるものの写し ・身分証明書の写し ・各種控除に係る支払証明書等（保険料の支払証明書、寄附金の証明書、障害者手帳の写しなど） 下記宛名を封筒に貼付し、ご利用ください。 〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号 深谷市役所市民税課市民税係

○記入する所得金額、所得から差し引かれる金額は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間分です。

①所得金額

事業	営業等	○卸売業・小売業・飲食業・製造業・運送業・サービス業・大工・左官・とび職・外交員・家内労働者(内職等)などにより生じる所得です。																											
	農業	○農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育から生じる所得です。経費目安割合による所得の算出はできません。																											
不動産		○地代家賃、賃間代、土地家屋の権利金の所得です。固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費などが必要経費です。																											
利子		○公社債及び預貯金の利子などで、分離課税とならないものです。																											
配当		○株式などの配当です。配当を受ける際に、住民税(5%)が源泉徴収されている場合は、申告不要です。																											
給与		○給与・賃金・事業専従者給などの所得です。給与所得は以下の「給与所得の速算表」により計算します。 ※表の計算中、Ⓐは「給与収入÷4(1,000円未満切り捨て)」																											
公的年金等		給与所得の速算表 <table border="1"><tr><th>給与収入</th><th>給与所得金額</th><th>給与収入</th><th>給与所得金額</th></tr><tr><td>0 ~ 650,999</td><td>0</td><td>3,600,000 ~ 6,599,999</td><td>Ⓐ×3.2-440,000</td></tr><tr><td>651,000 ~ 1,899,999</td><td>給与収入-650,000</td><td>6,600,000 ~ 8,499,999</td><td>給与収入×0.9-1,100,000</td></tr><tr><td>1,900,000 ~ 3,599,999</td><td>Ⓐ×2.8-80,000</td><td>8,500,000以上</td><td>給与収入-1,950,000</td></tr></table>	給与収入	給与所得金額	給与収入	給与所得金額	0 ~ 650,999	0	3,600,000 ~ 6,599,999	Ⓐ×3.2-440,000	651,000 ~ 1,899,999	給与収入-650,000	6,600,000 ~ 8,499,999	給与収入×0.9-1,100,000	1,900,000 ~ 3,599,999	Ⓐ×2.8-80,000	8,500,000以上	給与収入-1,950,000											
給与収入	給与所得金額	給与収入	給与所得金額																										
0 ~ 650,999	0	3,600,000 ~ 6,599,999	Ⓐ×3.2-440,000																										
651,000 ~ 1,899,999	給与収入-650,000	6,600,000 ~ 8,499,999	給与収入×0.9-1,100,000																										
1,900,000 ~ 3,599,999	Ⓐ×2.8-80,000	8,500,000以上	給与収入-1,950,000																										
	所得金額調整控除について 次の①又は②に該当する場合、給与所得から①又は②の算式により計算した金額を控除します。①及び②に該当する場合は①を控除した給与所得から②を控除します。 ※算出額の1円未満は切り上げ ①給与収入額が850万円を超えて、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者である同一計画配偶者又は扶養親族を有する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する 所得金額調整控除額=【給与収入額(上限1,000万円)-850万円】×10%																												
	②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方を有し、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合 所得金額調整控除額=【給与所得(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)]-10万円																												
	○厚生年金・国民年金・共済年金・恩給・厚生年金基金・農業者年金などの所得です。 所得の算出は以下の「公的年金等に係る雑所得の速算表」により計算します。 ※算出額の1円未満は切り捨て																												
	公的年金等に係る雑所得の速算表 <table border="1"><tr><td>65歳未満(昭和36年1月2日以後生)</td><td>公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr><tr><td>公的年金等の収入金額 Ⓛ</td><td>10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上</td></tr><tr><td>0 ~ 1,299,999</td><td>Ⓐ-600,000 (60万円以下は0) Ⓛ-500,000 (50万円以下は0) Ⓛ-400,000 (40万円以下は0)</td></tr><tr><td>1,300,000 ~ 4,099,999</td><td>Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)</td></tr><tr><td>4,100,000 ~ 7,699,999</td><td>Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)</td></tr><tr><td>7,700,000 ~ 9,999,999</td><td>Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)</td></tr><tr><td>10,000,000以上</td><td>Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)</td></tr><tr><td>65歳以上(昭和36年1月1日以前生)</td><td>公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr><tr><td>公的年金等の収入金額 Ⓛ</td><td>10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上</td></tr><tr><td>0 ~ 3,299,999</td><td>Ⓐ-1,100,000 (110万円以下は0) Ⓛ-1,000,000 (100万円以下は0) Ⓛ-900,000 (90万円以下は0)</td></tr><tr><td>3,300,000 ~ 4,099,999</td><td>Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)</td></tr><tr><td>4,100,000 ~ 7,699,999</td><td>Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)</td></tr><tr><td>7,700,000 ~ 9,999,999</td><td>Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)</td></tr><tr><td>10,000,000以上</td><td>Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)</td></tr></table>	65歳未満(昭和36年1月2日以後生)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等の収入金額 Ⓛ	10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上	0 ~ 1,299,999	Ⓐ-600,000 (60万円以下は0) Ⓛ-500,000 (50万円以下は0) Ⓛ-400,000 (40万円以下は0)	1,300,000 ~ 4,099,999	Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)	4,100,000 ~ 7,699,999	Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)	7,700,000 ~ 9,999,999	Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)	10,000,000以上	Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)	65歳以上(昭和36年1月1日以前生)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	公的年金等の収入金額 Ⓛ	10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上	0 ~ 3,299,999	Ⓐ-1,100,000 (110万円以下は0) Ⓛ-1,000,000 (100万円以下は0) Ⓛ-900,000 (90万円以下は0)	3,300,000 ~ 4,099,999	Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)	4,100,000 ~ 7,699,999	Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)	7,700,000 ~ 9,999,999	Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)	10,000,000以上	Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)
65歳未満(昭和36年1月2日以後生)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																												
公的年金等の収入金額 Ⓛ	10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上																												
0 ~ 1,299,999	Ⓐ-600,000 (60万円以下は0) Ⓛ-500,000 (50万円以下は0) Ⓛ-400,000 (40万円以下は0)																												
1,300,000 ~ 4,099,999	Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)																												
4,100,000 ~ 7,699,999	Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)																												
7,700,000 ~ 9,999,999	Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)																												
10,000,000以上	Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)																												
65歳以上(昭和36年1月1日以前生)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																												
公的年金等の収入金額 Ⓛ	10,000,000円以下 10,000,001円 ~ 20,000,000円 20,000,001円以上																												
0 ~ 3,299,999	Ⓐ-1,100,000 (110万円以下は0) Ⓛ-1,000,000 (100万円以下は0) Ⓛ-900,000 (90万円以下は0)																												
3,300,000 ~ 4,099,999	Ⓐ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000) Ⓛ×75%-275,000 (Ⓐ×75%-175,000)																												
4,100,000 ~ 7,699,999	Ⓐ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000) Ⓛ×85%-685,000 (Ⓐ×85%-585,000)																												
7,700,000 ~ 9,999,999	Ⓐ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000) Ⓛ×95%-1,455,000 (Ⓐ×95%-1,355,000)																												
10,000,000以上	Ⓐ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000) Ⓛ×1,955,000 (Ⓐ×1,855,000)																												
	○副業に係る営利を目的とした継続的な所得です。																												
	○生命保険契約に基づく年金などの所得です。																												
	○土地建物等以外(自動車・機械・特許権・著作権など)の譲渡で、分離課税の対象とならない資産を譲渡したことによる所得です。																												
	○賞金、懸賞の品、競輪・競艇等の払戻金、生命保険・損害保険の一時金や満期返戻金などの一時的な所得です(50万円を限度とした特別控除があります)。																												
	○土地建物等の譲渡所得 ○株式等に係る譲渡所得等 ○先物取引に係る雑所得等 ○山林所得(山林を伐採して譲渡したり立木のまま譲渡したりすることにより生じる所得) ○退職所得(退職手当や一時恩給など退職に際して勤務先から受け取るものや社会保険制度に基づいて支給される一時金など)																												

○控除額一覧表

※16歳未満…控除はありませんが、非課税基準や税証明等に関係しますので、扶養とする場合は必ず記入してください。

分離	寡婦控除	26万円	扶養控除	一般の扶養	33万円
	ひとり親控除	30万円		特定扶養(19歳~22歳)	45万円
	勤労学生控除	26万円		同居老親等以外の老人	38万円
	普通障害者控除	26万円		同居老親等	45万円
	特別障害者控除	30万円		親族等の合計所得金額	控除額
基礎控除	同居特別障害者控除	53万円		580,001円 ~ 950,000円	45万円
	合計所得金額	控除額		950,001円 ~ 1,000,000円	41万円
	24,000,000円以下	43万円		1,000,001円 ~ 1,050,000円	31万円
	24,000,001円 ~ 24,500,000円	29万円		1,050,001円 ~ 1,100,000円	21万円
	24,500,001円 ~ 25,000,000円	15万円		1,100,001円 ~ 1,200,000円	11万円
特定親族別控除(19歳~22歳)	25,000,001円以上	0円		1,200,001円 ~ 1,250,000円	8万円
	24,000,000円以下	43万円		1,250,001円 ~ 1,300,000円	4万円
	24,000,001円 ~ 24,500,000円	29万円		1,300,001円 ~ 1,330,000円	2万円
	24,500,001円 ~ 25,000,000円	15万円		1,330,001円以上	0円
	25,000,001円以上	0円		1,330,001円以上	0円
特定親族別控除(19歳~22歳)	支払者(名前)	○X建設		支払者(住所)	深谷市仲町1番1号
	支払者(所在地)				
	支払額	0円			
	支払額	0円			
	支払額	0円			

市民税・県民税申告書の書き方

※この記入例は、給与所得者(サラリーマン)で年末調整が済み、給与所得以外(不動産)の所得が20万円以下の場合です。

記入例

令和8年度 市民税・県民税申告書	
現住所	〒366-8501 深谷市仲町1-1-1
住民コード	
1月1日現在の住所	ふかや たろう 生年月日 1948年2月16日
氏名	深谷 太郎 電話番号 048-571-1211
受付端末照合	個人番号(マイナンバー) 010011111222222222
	電話番号 048-571-1211

3. 所得から差し引かれる額に関する事項

13. 社会保険料控除	支払った保険料
14. 小規模企業共済等掛金控除	465,300円
15. 生命保険料控除	120,000円
16. 地震保険料控除	35,000円
17. 寡婦控除	18. 独身不育児控除
18. 独身不育児控除	19. 労働学生控除
20. 氏名	障害の程度 障害者 身体障害度
21. 障害者控除	障害の程度 障害者 身体障害度
22. 配偶者控除	配偶者の合計所得金額
23. 公的年金等控除	1,299,999円
24. 扶養控除	1,299,999円
25. 特定親族控除	1,299,999円
26. 基礎控除	1,299,999円
27. 扶養控除	1,299,999円
28. 雇用保険料控除	1,299,999円
29. 合計	2,505,300円
30. 1. 年前中に所得がなかった方	1. 学生(令和8年1月1日現在で記入) 学校名 ○O大学 法学部 3年在学
31. 2. 所得がある方	3. 遺族・障害年金・雇用保険等による生活 受給年月日 平成25年5月15日
32. 3. 勤労学生	4. 生活保護法による生活扶助にて生活 受給年月日 平成24年2月10日
33. 4. 基礎控除	5. その他(病気、貯金等)

②所得から差し引かれる額

雜損	住宅や家財などについて、災害や盗難などで損害を受けたときや災害関連支出があるときは、次の算式のいずれか多い方の金額を控除できます。 ①(損失の金額-保険金等で補填される金額)-(総所得金額等の合計額×10%) ②損失の金額のうち災害関連支出の金額-5万円 ★証明書の添付又は提示が必要です。
医療費	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費があったとき、次の算式によって計算した金額を控除できます。 支払医療費-保険金等で補填される金額-所得の5%(最高10万円)=控除額(最高200万円) ★医療費控除の明細書の添付が必要です。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 地方税附則第4条の5】 あなたが健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行ってい、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費があったとき、次の算式によって計算した金額を控除できます。 特定期一般用医薬品等の購入費-補填される金額-12,000円=控除額(最高88,000円) ★セルフメディケーション税制の明細書と健康の保持増進及び疾病の予防への取組の証明が必要です。 ※医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用することができます。
社会保障料	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金などの社会保険料が対象です。 ★国民年金は、支払った金額を証明する書類の添付又は提示が必要です。
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく掛金若しくは心身障害者扶養共済制度の掛金が控除の対象です。 ★支払証明書の添付又は提示が必要です。
生保険料	受取人があなたや、あなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約や、個人年金保険契約等に基づいてあなたが支払った保険料や掛け金の分配金等を差引いた金額が控除の対象です。 ★1契約9,000円以下の旧一般生命保険を除き、支払証明書の添付又は提示が必要です。 保険の種類 支払保険料 控除額 ①既約契約(平成23年12月31日以前に契約を締結したもの) 15,000円以下 15,000円 一般生命保険料 15,001円 ~ 40,000円 支払保険料 × 1/2 + 7,500円 個人年金保険料 40